

<b>事業名</b> : 自然エネルギーの普及モデル構築等支援委託業務	
<b>会議名称</b>	自然エネルギー小水力発電講習会
<b>開催日時</b>	平成 24 年 2 月 10 (金) 13 : 30~15 : 30
<b>実施場所</b>	ホクト文化センター3階 第2会議室
<b>参加者</b>	講師：北澤 慎一氏 早福 勝彦 信州ネット会員：31名 一般：6名 合計：39名
<b>記録者</b>	武居 辰三(事務局コーディネーター)
<p>〈配布資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶自然エネルギー小水力発電講習会次第</li> <li>▶2月14日エネルギーカフェちらし</li> <li>▶千曲川・犀川 平成 23 年度 事業概要パンフレット</li> <li>▶小水力発電事業と水利権手続きについて A 4 (33 枚)</li> <li>▶許可申請書 記入例 A 4 (13 枚)</li> <li>▶従属発電に係る河川法手続きの流れ (差替え用)</li> </ul> <p>実施内容</p> <p>冒頭、仁科 睦弘小水力部会会長のあいさつで始まりました。</p> <p>【小水力発電事業と水利権手続きについて】</p> <p>講師：北澤 慎一 国土交通省千曲河川事務所占用調整課長 13 : 40-14 : 45</p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>(1) 手続きの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の水の利用</li> <li>・河川の土地等の利用</li> <li>・必要な手続き</li> <li>・慣行水利に従属</li> </ul> <p>(2) 河川法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級河川と二級河川等</li> <li>・河川区域と河川保全区域等</li> <li>・河川管理者と施設等の基準</li> <li>・河川の使用形態</li> <li>・流量の占用の許可</li> <li>・特定水利利用と準特定水利利用</li> <li>・工作物の新築等の許可</li> <li>・河川保全区域における行為の制限</li> <li>・流水占用料等の徴収等</li> <li>・関係行政機関の長との協議 関係地方公共団体との聴取</li> </ul> <p>(3) 手続きの簡素化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小水力発電の水利使用許可の簡素化</li> <li>・水利使用許可権限の移譲</li> <li>・行政手続法の施工に伴う河川法等の処分の標準処理期間</li> </ul> </div> <div style="flex: 1;">  <p>(4) 従属の小水力発電について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書作成のためのガイドブックの作成</li> <li>・従属発電に係る河川法手続きの流れ</li> <li>・発電に使用する水量と農業用水の期別</li> </ul> <p>(5) 総合特別区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合特別区域法における河川法等の特例等</li> <li>・総合特別区域法による手続きの簡素化と円滑化</li> </ul> </div> </div>	

【許可申請書作成事例と解説】

講師：早福 勝彦

国土交通省千曲河川事務所占用調整第一係長

14：45－15：15



【許可申請書】

① 水利使用

河川の名称、利用目的、取水口等の位置  
取水量等、取水の方法、工作物及び土地の占用  
土地の掘削等、水利使用の期限、工期  
について、記入例をもとに説明を受けました。

② 添付図書

- ・発電計画の概要
- ・発電に使用する水量及び水力
- ・発電所の工事計画の概要
- ・用水及び施設利用の確認書等（写真）
- ・他法令の手續実施状況、実施予定
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

【発電所の使用水量と理論水量の算出方法について】

【水利使用規則（特定水利使用）について】

その他・質疑応答より

Q：水利権は法律上、登記されているわけではないが  
水利権の及ぶ範囲はどこからどこまでか。

A：自分で水を作っても1級河川または市町村指定する。  
準用河川等でなければ、自分の土地であれば問題はない。

Q：諏訪湖とか白樺湖から取水して、発電所をつくる  
としたら、どのような許可が必要か。

A：湖でも1級河川に指定されている場所がある。  
もし指定されていない場合は、指定されてからになる。  
また、漁業権とか観光組合とかの絡みは、個別の対応になる。

その他

